

鹿屋市告示第 2 号

鹿屋市乳児等通園支援事業の認可に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 1 月 1 日

鹿屋市長 中西 茂



令和 7 年 12 月 26 日 決 裁

鹿屋市乳児等通園支援事業の認可に関する要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市乳児等通園支援事業の認可に関する要綱（令和7年鹿屋市告示第262号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第38号」を「第39号」に改める。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（認可事項変更届に添付すべき書類）

第3条 規則第2条第5項に規定する乳児等通園支援事業者認可変更届に添付すべき書類及び提出すべき時期は、別表第2に定めるとおりとする。

別表を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

添付必要書類(認可)

必要となる書類		一般型	余裕活用型
名称、種類及び位置がわかる書類等	施設全体の付近見取り図	○	○
各様式	別記第1号様式 誓約書	○	○
	別記第2号様式 管理運営に関する調書	○	○
	別記第3号様式 職員に関する調書	○	○
	別記第4号様式 施設に関する調書	○	省略可
	別記第5号様式 食事の提供に関する調書	○	○
	別記第6号様式 乳児等通園支援事業に係る収支予算書	○	○
	別記第7号様式 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項	○	○
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等	建物図面(平面図)の写し ※各部屋の用途や面積等を明示したもの	○	○
	設備の概要	○	省略可
	土地及び建物の登記簿謄本(登記事項全部証明書)	○	省略可
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し ※不動産の貸与を受ける場合のみ提出	○	省略可
	建物の建築確認検査済証の写し(当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書)	○	省略可
事業の運営についての重要事項に関する規程	運営規程	○	○
経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等	履歴書(経歴書)	○	省略可
	(経営の責任者) 法人全部事項証明書(登記簿謄本)	○	省略可
	(福祉の実務に当たる幹部職員) 資格証(保育士等)の写し	○	省略可
収支予算書等	収支予算書(収支計画、収入項目(補助金、利用料等)、支出項目などを記載したもの)	○	○
	借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書 ※企業会計の基準による会計処理を行っている場合	○	○
	直近3年間の運営状況(法人全体の決算書等) ※社会福祉法人及び学校法人以外の場合	○	○
	借入金返済(償還)計画書 ※事業に関し、借入れ等を行っている場合のみ提出	○	○
	職員一覧表	○	省略可
乳児等通園支援事業を行う者の履歴等	職員の履歴書	○	省略可
	資格証明書(保育士等)の写し	○	省略可
	研修の認定証(修了証)の写し	○	省略可
乳児等通園支援事業を行う者の資産状況を明らかにする書類等	預金残高証明 ※社会福祉法人又は学校法人は提出不要	○	省略可
法人の場合、その法人格を有することを証する書類等	登記事項証明書(又は法人登記簿謄本)	○	省略可
定款、寄附行為その他の規約	設置者の定款又は寄附行為等の写し ※法人又は団体の場合	○	○

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第3条関係）

必要となる書類（以下のうち、変更があったもの）		提出時期
施設の名称、種類、位置（所在地）	運営規程	変更があった日から起算して1ヵ月以内
	法人全部事項証明書（登記簿謄本）	
	施設全体の付近見取図	
定款、寄附行為その他の規約	設置者の定款又は寄付行為等の写し ※法人又は団体の場合	
建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等	別記第4号様式 施設に関する調書	あらかじめ
	建物図面（平面図）の写し ※各部屋の用途や面積等を明示したもの	
	設備の概要	
	土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）	
	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し ※不動産の貸与を受ける場合のみ提出	
事業の運営についての重要事項に関する規程	別記第2号様式 管理運営に関する調書	
	別記第3号様式 職員に関する調書	
	別記第5号様式 食事の提供に関する調書	
	運営規程	
経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴等	別記第1号様式 誓約書	
	履歴書（経歴書）	
	（経営の責任者）法人全部事項証明書（登記簿謄本）	
	（福祉の実務に当たる幹部職員）経歴を証する書類、資格証（保育士等）の写し	

別記第 1 号様式中「（別表関係）」を「別表第 1、別表第 2 関係」に改める。別表第 2 から別記第 6 号様式までを次のように改める。

第2号様式（別表第1、別表第2関係）

管理運営に関する調書（乳児等通園支援事業）

1 乳児等通園支援事業の区分

※該当する□にレ印を記入すること。

区 分	☐ 余裕活用型
	☐ 一般型（在園児合同型）
	☐ 一般型（専用室独立実施型）
	☐ 一般型（独立施設実施型）

2 実施曜日・実施時間

※基本的な実施曜日・時間を記入すること。

実施曜日	
実施時間	～

3 キャンセル料

キャンセル料	☐ 有
	☐ 無
キャンセル料が発生する場合の理由	

4 利用児童の送迎を施設が実施し、かつ自動車を使用

※該当する□にレ印を記入すること。

利用児童の送迎時に自動車の使用の有無	☐ 有
	☐ 無

上記で有を選択した場合、自動車にブザーその他の車内の利用児童の見落としを防止する装置の有無

自動車にブザー等設定の有無	☐ 有
	☐ 無

5 地域との連携に関する取組

--

6 運営上の確認事項

※記載内容を確認のうえ、□にレ印を記入すること。

(1) 乳児等通園支援事業者と非常災害対策

少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。	☐ 確認しました
------------------------------------	---------------------------------

(2) 安全計画の策定等

乳児等通園支援事業所における安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

(3) 感染症予防対策（安全衛生）のマニュアル

乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、研修並びに訓練を定期的実施するよう努めなければならない。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

(4) 乳児等通園支援事業所内部の規定

乳児等通園支援事業者は、当該事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

※ (4) は認可申請時に必ず提出すること

(5) 苦情への対応、解決体制

乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

(6) 保護者との連絡

一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	☐ 確認しました
--	---------------------------------

(7) 賠償責任保険への加入

乳児等通園支援事業者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。なお、今後、国においては提供した乳児等通園支援により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことを規定することを予定していること。	☐ 確認しました
---	---------------------------------

第3号様式（別表第1関係）

職員に関する調書（乳児等通園支援事業）

1 定員と配置保育従事者等の数

【余裕活用型の場合に記載】

●施設種別要件確認

実施場所は認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所
である。（○又は×）

●利用定員数・在籍児童数確認

開始年度4月時点の利用定員数（0歳児から5歳児）：

 人

開始年度4月時点の在籍児童数（見込み）（0歳児から5歳児）：

 人

※開始年度4月時点で在籍児童数が利用定員数を上回る場合は乳児等通園支援事業（余裕活用型）の実施は不可
在籍児童数は**各年度の4月1日**現在の見込み数でご記入ください。

●乳児等通園支援事業に係る同時受入定員及び必要保育士数（保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の場合）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
乳児等通園支援事業 同時受入定員				
在籍児童数				
児童数合計				
必要保育士数				

●乳児等通園支援事業に係る同時受入定員及び必要保育士数（小規模保育事業所等の場合）

	0歳児	1歳児	2歳児	合計
乳児等通園支援事業 同時受入定員				
在籍児童数				
児童数合計				
必要保育士数				

【一般型の場合に記載】

開始年度4月時点の利用定員数（0歳児から5歳児）：

 人

開始年度4月時点の在籍児童数（見込み）（0歳児から5歳児）：

 人

在籍児童数は**開始年度4月1日**現在の見込み数で御記入ください。

※ 上記は鹿屋市から確認通知を受けている施設のみ御記入ください。

●乳児等通園支援事業に係る同時受入定員及び必要保育士数

人員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
乳児等通園支援事業 同時受入定員				
乳児等通園支援事業 必要従事者数				
			内保育士数	

2 職員一覧（余裕活用型は経営の責任者（管理者）欄のみ記入）

[illegible]

※ 乳児等通園支援事業必要従事者数以上の職員を記入すること。

※ 別途、経営の責任者（管理者）の履歴書を添付すること。

※ 別途、職員の雇用契約書を添付すること。

※ 職名欄には経営の責任者（管理者）、保育士、保育従事者のいずれかの区分を記入すること。

※ 資格種類欄には、保育士の資格を記入すること。また、これらの有資格者については、資格を有することを証する書類を添付すること。

※ 保育従事者（保育士資格を有しないものに限る。）については、市長が指定する研修を修了したことを証明する書類を添付すること。

※ 雇用形態欄には、常勤、非常勤、派遣の区分を記入すること。

※ 長期休職者で給与等が支給されていない者は除くこと。

※ 採用者が決まっていない場合は、氏名欄を仮名（例：「A」、「B」等）とすること。

第 4 号様式（別表第 1、別表第 2 関係）

施設に関する調書（乳児等通園支援事業）

1 定員

（同時受入定員）

歳 児	人 数	
0 歳児	①	人
1 歳児	②	人
2 歳児	③	人
合 計	④	人

2 施設の面積等

※該当する□にレ印を記入すること。

室名等		実 際 の 面 積					基 準
		1 階	2 階	3 階	4 階以上	合計	
0・1 歳児	乳児室 又はほふく室	m²	m²	m²	m²	m²	3.3m ² ×(①+②) m ²
2 歳児	保育室 又は遊戯室	m²	m²	m²	m²	m²	1.98m ² ×③ m ²
調理設備		☐有					☐無
便 所		☐有					☐無
火災報知器及び消火器		☐有					☐無

3 建物等の状況（本市から確認通知を受けている建物を使用する場合は記載不要）

※該当する□にレ印を記入すること。

建物	使用する権原	☐ 所有権（登記） ☐ 賃貸借契約 ☐ 賃借権（登記） ☐ 使用貸借契約 ☐ （ ）						
		権利の期間	年	月	日 ～ 年 月 日			
	建物の概要	造 階建て 年築 用途（建物申請時の用途）：						
		利用部分	階部分 m^2					
		他の階の利用状況						
	耐震基準等	☐ 昭和 5 6 年 6 月 1 日以降建築（登記簿を添付）						
		☐ 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前建築（その他資料を添付）						
	新築・改修工事を実施する場合の予定期間	着 工	年	月	頃			
		竣 工	年	月	頃			
	土地	(使用する権原) ☐ 所有権（登記） ☐ 地上権（登記） ☐ 賃借権（登記） ☐ 賃貸借契約 ☐ 使用貸借契約 ☐ （ ）						
		権利の期間	年	月	日 ～ 年 月 日			

4 耐火基準等

(乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。))の設置階が2階以上の場合のみ記

(1) 耐火建築物等の有無

法…建築基準法

	項 目 (該当する□にレ印を記入すること。)
建物の基準	☐ 耐火建築物 (法第2条第9号の2に規定するもの) ☐ 準耐火建築物 (法第2条第9号の3に規定するもの)

(2) 設備基準

		項 目 (設置している設備の□にレ印を記入すること。)
2階	(常用)	☐ 屋内階段 ☐ 屋外階段
	(避難用)	☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 待避上有効なバルコニー ☐ 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段
3階	(常用)	☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 屋外階段
	(避難用)	☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ☐ 屋外階段 ※避難上有効で保育室等からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
4階以上	(常用)	☐ 屋内避難階段又は特別避難階段 ☐ 屋外避難階段
	(避難用)	☐ 特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ☐ 耐火構造の屋外傾斜路 ☐ 屋外避難階段 ※避難上有効で保育室等からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(3) その他の防災設備

		項 目 (設置している設備の□にレ印を記入すること。)
2階以上		☐ 乳幼児の転落防止設備 (保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に設置)
3階以上	調理設備	☐ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設置されている ☐ 調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設置され、かつ外部への延焼防止措置が講じられている ☐ 調理設備とそれ以外の部分が、耐火構造の床、壁又は特定防火設備で区画されている ☐ ダンパーが、暖房又は冷房設備の風道が床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効に設置されている
	設 備	☐ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上を不燃材料でしている ☐ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備 ☐ カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについての防災処理

第5号様式（別表第1、別表第2関係）

食事の提供に関する調書

1 食事の提供の有無

※該当する□にレ印を記入すること。

食事の提供の有無	☐ 有 ・ ☐ 無
食事の費用	円

2 食事の提供方法

※ 上記1で有を選択した場合のみ記入すること。

☐ 自園調理	
☐ 外部搬入	同一法人又は関連法人が運営する施設からの搬入も含む。

3 調理設備の有無

※ 上記2で外部搬入を選択した場合のみ記入すること。

調理設備の有無	☐ 有 ・ ☐ 無
必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備の内容	（調理室がない場合、加熱、保存等のための調理機能を有する設備を記入すること。）

（参考）乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（抄）

第十五条

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、

当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 おやつ提供の有無

※該当する□にレ印を記入すること。

おやつ提供の有無	☐ 有 ・ ☐ 無
おやつ費用	円

5 その他費用

※該当する□にレ印を記入すること。

その他費用の有無	☐ 有 ・ ☐ 無
その他費用	円
内容	

第6号様式 (別表第1関係)

乳児等通園支援事業に係る収支予算書

収入（事業開始年度）

項 目	積算等内訳	金額（円）
給付費	様式 7（5）参照	
保護者負担金	様式 7（6）参照	
その他（ ）		
収入合計		

支出（事業開始年度）

支 出 項 目	金 額（円）
人件費（職員①）	
人件費（職員②）	
人件費（職員③）	
物品費用（ ）	
備品費用（購入費用・リース、レンタル等の場合は１年間の費用）	
その他（ ）	
支 出 合 計	

別記第 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第7号様式 (別表第1 関係)

乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項

(1) 歳児ごとの受入定員(見込)

(一日あたりの定員を記入してください)

0歳児	1歳児	2歳児

(2) 1カ月当たりの受入れ日数

受入れ日数枠	
	日／月

(3) 鹿屋市の利用可能枠について

利用可能枠	
	時間／月

(4)乳児等支援給付認定を受けた者で、各月において事業を利用する見込みの人数について(実人数)

[illegible]

(5) 給付費の見込みについて

[illegible]

(6) 利用料の見込みについて

[illegible]

附 則

この要綱は、令和８年１月１日から施行する。